

水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第4の4の(4)

ただし書の運用について（被災施設整備等対策）

令和4年3月29日

3水港第2598号

水産庁長官通知

最終改正

令和7年3月31日

6水港第2983号

第1 趣旨

災害の影響により、被災地域において共同利用施設等に大きな被害が発生しており、「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」に大きな影響を及ぼしている。

これらの被災地域における水産業の速やかな復旧を図るためには、被災地域の共同利用施設の整備等を支援する必要がある。

このため、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和4年3月29日付け3水港第2556号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第4の4の(4)ただし書による緊急対策として、被災施設整備等対策（以下「本対策」という。）を実施するものとする。

第2 事業の内容等

災害の影響により共同利用施設等が被災した地域において行う、交付等要綱第4の4の(5)の政策目標ごとのメニューの具体的内容については、別記のとおりとする。

第3 事業の対象となる地域及び災害

本対策の対象となる地域は、災害の影響により大きな被害を受け、その機能の一部又は全部が不全となっている共同利用施設等が存在し、浜の活力再生プラン（浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について（平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知）第4に基づき水産庁長官の承認を受けたものをいう。）が策定されている地域とする。

また、本対策の対象となる災害は次に掲げる災害とする。

- 1 令和元年6月18日に発生した山形県沖を震源とする地震
- 2 令和元年台風第15号
- 3 令和元年台風第19号

- 4 令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震
- 5 令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震
- 6 令和7年2月19日に発生した大火による岩手県大船渡市の区域に係る災害

附 則（令和4年3月29日付け3水港第2598号）

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる通知（以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、廃止前の旧通知の規定により行うこととされている令和3年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

水産関係地方公共団体交付金等実施要領第2の4の（4）ただし書の運用について（被災施設整備等対策）（令和元年7月18日付け元水港第769号水産庁長官通知）

附 則（令和4年5月18日付け4水港第470号）

- 1 この通知は、令和4年5月18日から施行し、令和4年3月16日以降の事業実施主体が行う取組について適用する。
- 2 この通知による改正前の通知の規定により行うこととされている事業については、なお従前の例による。

附 則（令和4年6月17日付け4水港第668号）

この通知は、令和4年6月17日から施行する。

附 則（令和7年3月31日付け6水港第2983号）

- 1 この通知は、令和7年3月31日から施行し、令和7年2月19日以降の事業実施主体が行う取組について適用する。
- 2 この通知による改正前の通知の規定により行うこととされている事業については、なお従前の例による。

(別記)

第1 資源増養殖目標

1 メニューの内容

- (1) 本成果目標におけるメニューごとの対象施設の名称、交付率、下限事業費及び実施要件については、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱の運用について(令和4年3月29日付け3水港第2575号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。)別記7の第2の1の(1)のAの規定を準用するものとする。ただし、共同利用施設等に被害のあった地域において、被災した共同利用施設等の整備又は修繕及び新たな共同利用施設等の整備を行う場合に限る。
- (2) 沖縄(沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項に規定する沖縄をいう。以下同じ。)において、運用通知別記7の第2の1の(1)のAの交付率の欄において※1を付した施設を整備する場合にあっては、当該欄によらず交付率を定額(2/3)とする。
- (3) 次のAからウまでのいずれかに該当する地域(以下本成果目標において「離島」という。)において、運用通知別記7の第2の1の(1)のAの交付率の欄において※2を付した施設を整備する場合にあっては、当該欄によらず交付率を定額(5.5/10)とする。

ア 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

イ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島

ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島

2 実施基準

(1) 一般的基準

ア 事業実施主体、受益対象者及び受益数

本メニューの事業実施主体、受益対象者及び受益数は、運用通知別記7の第2の2の(1)のA、イ及びウの規定を準用するものとする。

イ 施設の規模及び建設費等

建物本体の建設については、地方公共団体において一般的に使用されている仕様を基準とし、建物本体の広さについては、新営一般庁舎面積算定基準(平成15年3月官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議決定)、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛り並びに民間団体等で定められている基準を参考としつつ、事業費の軽減を図り、原則として被災した施設と同等の規模のものを計画すること。また、過剰な施設整備を排除し、事業費の軽減に努めること。なお、建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上で計画するものとする。

ウ 交付の対象とする施設

新設又は新品によるもののほか、既存施設及び資材の有効利用等の見地から必要があると認められる場合には、増設、併設、合体、改築、改修、修繕又は古材の利用に係るものを対象とすることができるものとする。

また、法令等の違反とならない範囲で費用の軽減を図り、実情に即した規模のものを計画するものとする。建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上、計画するものとする。

エ 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。)が5年以上のものとする。

オ 中古品・古材の利用

所要の耐用年数、性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

カ 交付の対象とならない施設

次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当するものは、交付の対象としない。

（ア）法人又は団体の事務所等、事業目的に直接関係せず、専ら事業実施主体の運営に係るもの。

（イ）事業計画に反し、特定の者が他の受益者を排して施設の一部又は全部を独占的に使用又は利用するもの。

（ウ）目的外使用のおそれがあるもの。

（エ）消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費、種苗購入費等の経費であるもの。

（オ）漁業管理及び資源回復の取組を阻害するおそれがあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）。

キ 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体が行おうとする事業については、交付の対象としない。

ク 資源管理の取組

事業を実施する地域においては、水産資源の管理の取組に努めるものとする。

なお、資源管理の取組が行われていない地域にあつては、交付の対象としない。

ケ 施設撤去費及び整地費

（ア）撤去費及び整地費の基本的な考え方

当該施設の整備に伴い直接発生する、既存施設の全部又は一部の解体・撤去・廃棄、整地（地割れ・地盤沈下等整地費用に限る。）に係る費用に限り、施設撤去費及び整地費を交付の対象とすることができるものとする。

ただし、この場合、解体等については、当該施設の整備に直接必要となる費用のみを交付の対象とする。

（イ）既存施設に係る財産の処分

撤去を行おうとする既存施設が、過去に農林水産省の補助等を受け整備した施設であり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）第 13 条に定める財産に該当する施設等であつて当該施設等の処分制限期間中にある場合には、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）により当該施設に係る財産の処分について事前に所管官庁と協議を行い、農林水産大臣の承認を受けることが担保されているものとする。

コ 収益性のある事業における受益者への収益配分

交付金の交付を受けて整備した施設により収益性のある事業を実施する場合、事業実施主体は受益者への収益配分（漁獲物の買取価格の向上、漁業者への資材販売価格の低減等）を行うことにより、事業における収支計画を均衡させることとし、事業実施主体のみが過剰な利益を享受する事業は、交付の対象としない。

サ 他の事業等からの切替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を、当メニューに係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。ただし、災害発生日以降に自力で着手したものであつて、本事業の条件に合致するものであり、かつ、必要最小限の内容で、その効果が十分に発揮されると認められる場合は、この限りではない。

シ 木材利用の促進

施設の整備に当たっては、地域の実情、施設の構造等を勘案しつつ、間伐材等の木材の利用促進に配慮するものとする。作業保管施設の整備については、コスト等の制約を受ける場合を除き、間伐材等の木材による建設を推進する。

ス 防災漁業経営施設整備計画

個々の事業計画の策定に当たっては、活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 19 条第 3 項の規定に基づく防災漁業経営施設整備計画を考慮する。

セ 事業完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本目標が十分に達成されるよう事業完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

また、本事業により整備又は修繕した施設については、再度、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう損害補償保険等に積極的に加入するものとする。

（２）施設の増設、併設、合体、改築、改修及び修繕の取扱い

ア 増設、併設、合体、改築及び改修については、運用通知別記 7 の第 2 の 2 の（２）の規定を準用するものとする。

イ 修繕については、以下の（ア）及び（イ）の要件を満たすものであること。

（ア）被災により機能の全部又は一部が損なわれた施設のうち、修繕により機能の回復が図られるもの。

（イ）当該施設の利用状況が適切であること。

ウ 修繕の対象となる施設は、以下のいずれかに該当するものに限る。

（ア）法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数をいう。以下同じ。）の残存期間が 5 年以上であること。

（イ）法定耐用年数の残存期間が 5 年未満の場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第 3 条に準じて算定した年数が 5 年以上であること。

エ ウの（イ）により修繕を行った施設の処分制限期間は、事業終了後、当該算定年数経過までの期間とする。

（３）附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。

なお、本対策においては、附帯施設のみが被災し、再整備又は修繕を行う場合も支援の対象とする。

（４）事業の実施及び指導監督

事業の実施に当たり、都道府県及び市町村は、事業実施主体に対し適正な指導監督を行うものとする。

3 費用・便益分析に関する特別の扱い

運用通知別記 7 の第 2 の 1 の（１）のアの B/C の欄において「1 以上」とした施設は、採択基準として費用・便益分析（ $B/C \geq 1$ ）であることを要する施設である。ただし、施設の機能向上を伴わない現状復旧等のために実施する場合は、費用・便益分析の対象外とする。

4 融資

（１）事業実施に必要な資金については、株式会社日本政策金融公庫の国内金融業務方法書の定めるところにより株式会社日本政策金融公庫の融通を、漁業近代化資金融通法（昭和 44 年法律第 52 号）の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。ただし、沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫の業務方法書の定めるところにより沖縄振興開発金融公庫資金の融通を、漁業近代化資金融通法の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。

（２）都道府県知事等は、必要があると認められる場合には、事業計画の概要及び資金の所要額について取りまとめの上、関係金融機関に通知する。

（３）都道府県知事等は、（１）に基づく融資を受けるに当たり、当該交付対象物件を担保に供する場合には、交付等要綱別紙様式第 1 号第 5 に規定する内訳書を事業計画に添付し、水産庁長官に提出するものとする。

5 助成

（１）国は、毎年度、予算の範囲内において、次に掲げる経費について、その 2 分の 1 以内に相当する金額を交付する。

ア 事業計画の策定及び事業実施の指導監督に要する都道府県の経費とし、その算定は、事業費の 1.0%を上限とする。

イ 事業実施の指導監督に要する市町村の経費とし、その算定は、事業費の 0.4%を上限とする。

- (2) 事業実施主体が都道府県以外である場合の事業費の国庫交付金残部分については当該事業が円滑に実施できるよう、都道府県又は市町村において所要の助成措置につき配慮する。

6 その他

- (1) 本対策においては、災害発生日以降に着手した 1 に掲げる事業を対象とすることができる。この場合にあっては、交付等要綱別記様式第 5 号別表のメニューの内容欄に着手日を記入するものとする。また、事業実施主体は交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。

- (2) 2 の (3) なお書きにより附帯施設の再整備を行った場合、当該附帯施設は本体施設と区分して施設管理を行うものとする。

第 2 経営構造改善目標

1 メニューの構成

本目標に係る施設のメニューは、漁業共同利用施設の整備とし、このメニューにおいては、浜の活力再生プラン(浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について(平成 26 年 2 月 6 日付け 25 水港第 2656 号農林水産事務次官依命通知)第 4 において水産庁長官の承認を受けたものをいう。以下同じ。)の取組に位置付けられた漁業者等が行う生産現場の作業の協業化・効率化、漁獲物の衛生管理や付加価値向上、燃油コストの削減や省燃油、女性や高齢者の参画等のための施設及び浜の活力再生プランの策定地域における作業の安全性向上、漁業者の資質向上等に必要な施設の整備により、漁村地域の活力の再生を図る。

2 漁業共同利用施設の整備

(1) メニューの内容

ア 本メニューにおける対象施設の名称、交付率、下限事業費及び実施要件については、運用通知別記 7 の第 3 の 2 の

- (1) のアの規定を準用するものとする。ただし、共同利用施設等に被害のあった地域において、被災した共同利用施設等の整備又は修繕及び新たな共同利用施設等の整備を行う場合に限る。

イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する地域(以下 2 において「離島」という。)において、運用通知別記 7 の第 3 の 2 の(1)のアの交付率の欄において※を付した施設を整備する場合にあっては、当該欄によらず交付率を定額(5.5/10)とする。

(ア) 離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

(イ) 奄美群島振興開発特別措置法第 1 条に規定する奄美群島

(ウ) 小笠原諸島振興開発特別措置法第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島

ウ 沖縄において施設を整備する場合にあっては、運用通知別記 7 の第 3 の 2 の(1)のアの交付率の欄によらず、定額(2/3)とする。

(2) 実施基準

ア 一般的基準

(ア) 事業実施主体、受益対象者、受益数及び事業実施地域

本メニューの事業実施主体、受益対象者、受益数及び事業実施地域は、運用通知別記 7 の第 3 の 2 の(2)アの(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の規定を準用するものとする。

(イ) 施設の規模及び建設費等

建物本体の建設については、地方公共団体において一般的に使用されている仕様を基準とし、建物本体の広さについては、新営一般庁舎面積算定基準、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛り並びに民間団体等で定められている基準を参考としつつ、事業費の軽減を図り、原則として被災した施設と同等の規模のものを計画すること。また、過剰な施設整備を排除し、事業費の軽減に努めること。なお、建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上で計画するものとする。

(ウ) 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間が5年以上のものとする。

(エ) 中古品・古材の利用

所要の耐用年数、性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

(オ) 交付の対象とならない施設

次のaからfまでのいずれかに該当するものは、交付の対象としない。

- a 法人又は団体の事務所等、事業目的に直接関係せず、専ら事業実施主体の運営に係るもの。
- b 事業計画に反し、特定の者が他の受益者を排して施設の一部又は全部を独占的に使用又は利用するもの。
- c 目的外使用のおそれがあるもの。
- d 漁業活動に直接関わる漁船や漁具であるもの。
- e 消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費、種苗購入費等の経費であるもの。
- f 漁業管理及び資源回復の取組を阻害するおそれがあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）。

(カ) 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体が行おうとする事業については、交付の対象としない。

(キ) 資源管理の取組

事業を実施する地域においては、水産資源の管理の取組に努めるものとする。

なお、資源管理の取組が行われていない地域にあつては、交付の対象としない。

(ク) 施設撤去費及び整地費

a 撤去費及び整地費の基本的な考え方

当該施設の整備に伴い直接発生する、既存施設の全部又は一部の解体・撤去・廃棄、整地（地割れ・地盤沈下等整地費用に限る。）に係る費用に限り、施設撤去費及び整地費を交付の対象とすることができるものとする。ただし、この場合、解体等については、当該施設の整備に直接必要となる費用のみを交付の対象とする。

b 既存施設に係る財産の処分

撤去を行おうとする既存施設が、過去に農林水産省の補助等を受け整備した施設であり、適正化法施行令第13条に定める財産に該当する施設等であつて当該施設等の処分制限期間中にある場合には、あらかじめ承認基準により当該施設に係る財産の処分について事前に所管官庁と協議を行い、農林水産大臣の承認を受けることが担保されているものとする。

(ケ) 収益性のある事業における受益者への収益配分

交付金の交付を受けて整備した施設により収益性のある事業を実施する場合、事業実施主体は受益者への収益配分（漁獲物の買取価格の向上、漁業者への資材販売価格の低減等）を行うことにより、事業における収支計画を均衡させることとし、事業実施主体のみが過剰な利益を享受する事業は、交付の対象としない。

(コ) 他の事業等からの切替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を、当メニューに係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。ただし、災害発生日以降に自力で着手したものであって、本事業の条件に合致するものであり、かつ、必要最小限の内容で、その効果が十分に発揮されると認められる場合は、この限りではない。

(サ) 木材利用の促進

施設の整備に当たっては、地域の実情、施設の構造等を勘案しつつ、間伐材等の木材の利用促進に配慮するものとする。作業保管施設の整備については、コスト等の制約を受ける場合を除き、間伐材等の木材による建設を推進する。

(シ) 防災漁業経営施設整備計画

個々の事業計画の策定に当たっては、活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 19 条第 3 項の規定に基づく防災漁業経営施設整備計画を考慮する。

(ス) 事業完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本目標が十分に達成されるよう事業完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

また、本事業により整備又は修繕した施設については、再度、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう損害補償保険等に積極的に加入するものとする。

イ 施設の増設、併設、合体、改築、改修、更新及び修繕の取扱い

(ア) 増設、併設、合体、改築、改修及び更新については、運用通知別記 7 の第 3 の 2 の (2) のイの規定を準用するものとする。

(イ) 修繕については、以下の a 及び b の要件を満たすものであること。

- a 被災により機能の一部又は全部が損なわれた施設のうち、修繕により機能の回復が図られるもの。
- b 当該施設の利用状況が適切であること。

(ウ) 修繕の対象となる施設は、以下のいずれかに該当するものに限る。

- a 法定耐用年数の残存期間が 5 年以上であるもの。
- b 法定耐用年数の残存期間が 5 年未満の場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第 3 条に準じて算定した年数が 5 年以上であること。

(エ) (ウ) の b により修繕を行った施設の処分制限期間は、事業終了後、当該算定年数経過までの期間とする。

ウ 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。ただし、パレット及びコンテナ（通い容器等）については、特段の衛生管理の向上に資するものを除き交付の対象としない。

なお、本対策においては、附帯施設のみが被災し、再整備又は修繕を行う場合も支援の対象とする。

エ 事業の実施及び指導監督

事業の実施に当たり、都道府県及び市町村は、事業実施主体に対し適正な指導監督を行うものとする。

(3) 費用・便益分析に関する特別の扱い

運用通知別記 7 の第 3 の 2 の (1) のアの B/C の欄において「1 とみなす」と記載されている対象施設については、施設の適切な利用計画の策定を条件として、 $B/C = 1$ とみなすことができる。

また、施設の機能向上を伴わない現状復旧等のために実施する場合は、費用・便益分析の対象外とする。

(4) 融資

ア 事業実施に必要な資金については、株式会社日本政策金融公庫の国内金融業務方法書の定めるところにより株式

会社日本政策金融公庫の融通を、漁業近代化資金融通法の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。ただし、沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫の業務方法書の定めるところにより沖縄振興開発金融公庫資金の融通を、漁業近代化資金融通法の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。

イ 都道府県知事等は、必要があると認められる場合には、事業計画の概要及び資金の所要額について取りまとめの上、関係金融機関に通知する。

ウ 都道府県知事等は、アに基づく融資を受けるに当たり、当該交付対象物件を担保に供する場合には、交付等要綱別紙様式第1号第5に規定する内訳書を事業計画に添付し、水産庁長官に提出するものとする。

(5) 助成

ア 国は、毎年度、予算の範囲内において、次に掲げる経費について、その2分の1以内に相当する金額を交付する。

(ア) 事業計画の策定及び事業実施の指導監督に要する都道府県の経費とし、その算定は、事業費の1.0%を上限とする。

(イ) 事業実施の指導監督に要する市町村の経費とし、その算定は、事業費の0.4%を上限とする。

イ 事業実施主体が都道府県以外である場合の事業費の国庫交付金残部分については当該事業が円滑に実施できるよう、都道府県又は市町村において所要の助成措置につき配慮する。

(6) その他

ア 本対策においては、災害発生日以降に着手した(1)に掲げる事業を対象とすることができる。この場合にあっては、交付等要綱別記様式第5号別表のメニューの内容欄に着手日を記入するものとする。また、事業実施主体は交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。

イ (2)のウなお書きにより附帯施設の再整備を行った場合、当該附帯施設は本体施設と区分して施設管理を行うものとする。

第3 加工流通構造改善目標

1 メニューの構成

本目標に係る施設のメニューは、加工流通共同利用施設の整備とし、このメニューにおいては、浜の活力再生プランの承認を受けた漁村地域において、水産加工業者又は水産流通業者等が行う加工・流通の作業の協業化・効率化、水産物の衛生管理や付加価値向上のための加工、冷蔵等倉庫及び廃棄物処理施設等の整備により、漁村地域の活力の再生を図る。

2 加工流通共同利用施設の整備

(1) メニューの内容

ア 本メニューにおける対象施設の名称、交付率、下限事業費及び実施要件については、運用通知別記7の第4の2の(1)のアの規定を準用するものとする。ただし、共同利用施設等に被害のあった地域において、被災した共同利用施設等の整備又は修繕及び新たな共同利用施設等の整備を行う場合に限る。

イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する地域(以下2において「離島」という。)において、運用通知別記7の第4の2の(1)のアの交付率の欄において※を付した施設を整備する場合にあっては、当該欄によらず交付率を定額(5.5/10)とする。

(ア) 離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

(イ) 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島

(ウ) 小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島

ウ 沖縄において施設を整備する場合にあっては、運用通知別記7の第4の2の(1)のアの交付率の欄によらず、定額(2/3)とする。

(2) 実施基準

ア 一般的基準

(ア) 事業実施主体、受益対象者、受益数及び事業実施地域

本メニューの事業実施主体、受益対象者、受益数及び事業実施地域は、運用通知別記7の第4の2の(2)のアの(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の規定を準用するものとする。

(イ) 施設の規模及び建設費等

建物本体の建設については、地方公共団体において一般的に使用されている仕様を基準とし、建物本体の広さについては、新営一般庁舎面積算定基準、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛り並びに民間団体等で定められている基準を参考としつつ、事業費の軽減を図り、原則として被災した施設と同等の規模のものを計画すること。また、過剰な施設整備を排除し、事業費の軽減に努めること。なお、建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上で計画するものとする。

(ウ) 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間が5年以上のものとする。

(エ) 中古品・古材の利用

所要の耐用年数及び性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

(オ) 交付の対象とならない施設

次のaからfまでのいずれかに該当するものは、交付の対象としない。

- a 法人又は団体の事務所等、事業目的に直接関係せず、専ら事業実施主体の運営に関わるもの。
- b 事業計画に反し、特定の者が他の受益者を排して施設の一部又は全部を独占的に使用又は利用するもの。
- c 目的外使用のおそれがあるもの。
- d 漁業活動に直接関わる漁船や漁具であるもの。
- e 消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費、種苗購入費等の経費であるもの。
- f 漁業管理及び資源回復の取組を阻害するおそれがあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）。

(カ) 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体が行おうとする事業については、交付の対象としない。

(キ) 施設撤去費及び整地費

a 撤去費及び整地費の基本的な考え方

当該施設の整備に伴い直接発生する、既存施設の全部又は一部の解体・撤去・廃棄、整地（地割れ・地盤沈下等整地費用に限る。）に係る費用に限り、施設撤去費及び整地費を交付の対象とすることができるものとする。ただし、この場合、解体等については、当該施設の整備に直接必要となる費用のみを交付の対象とする。

b 既存施設に係る財産の処分

撤去を行おうとする既存施設が、過去に農林水産省の補助等を受け整備した施設であり、適正化法施行令第13条に定める財産に該当する施設等であって当該施設等の処分制限期間中にある場合には、あらかじめ承認基準により当該施設に係る財産の処分について事前に所管官庁と協議を行い、農林水産大臣の承認を受けることが担保されているものとする。

(ク) 収益性のある事業における受益者への収益配分

交付金の交付を受けて整備した施設により収益性のある事業を実施する場合、事業実施主体は受益者への収益

配分（水産物の買取価格の向上、水産加工業者・水産流通業者への資材販売価格の低減等）を行うことにより、事業における収支計画を均衡させることとし、事業実施主体のみが過剰な利益を享受する事業は、交付の対象としない。

（ケ）他の事業等からの切替え

実施中の事業又は既に完了した事業は、自力又は他の事業により助成されている場合にかかわらず、当メニューに係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。ただし、災害発生日以降に自力で着手したものであって、本事業の条件に合致するものであり、かつ、必要最小限の内容で、その効果が十分発揮されると認められる場合は、この限りではない。

（コ）木材利用の促進

施設の整備に当たっては、地域の実情、施設の構造等を勘案しつつ、間伐材等の木材の利用促進に配慮するものとする。作業保管施設の整備については、コスト等の制約を受ける場合を除き、間伐材等の木材による建設を推進する。

（サ）防災漁業経営施設整備計画

個々の事業計画の策定に当たっては、活動火山対策特別措置法第19条第3項の規定に基づく防災漁業経営施設整備計画を考慮する。

（シ）事業完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本目標が十分に達成されるよう事業完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

また、本事業により整備又は修繕した施設については、再度、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう損害補償保険等に積極的に加入するものとする。

イ 施設の増設、併設、合体、改築、改修及び修繕の取扱い

（ア）増設、併設、合体、改築及び改修については、運用通知別記7の第4の2の（2）のイの規定を準用する。

（イ）修繕については、以下のa及びbの要件を満たすものであること。

- a 被災により機能の全部又は一部が損なわれた施設のうち、修繕により機能の回復が図られるもの。
- b 当該施設の利用状況が適切であること。

（ウ）修繕の対象となる施設は、以下のいずれかに該当するものに限る。

- a 法定耐用年数の残存期間が5年以上であること。
- b 法定耐用年数の残存期間が5年未満の場合にあつては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条に準じて算定した年数が5年以上であること。

（エ）（ウ）のbにより修繕を行った施設の処分制限期間は、事業終了後、当該算定年数経過までの期間とする。

ウ 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。ただし、パレット及びコンテナ（通い容器的なもの）については、衛生管理の向上に資するものに限り交付対象とする。

なお、本対策においては、附帯施設のみが被災し、再整備又は修繕を行う場合も支援の対象とする。

エ 事業の実施及び指導監督

事業の実施に当たり、都道府県及び市町村は、事業実施主体に対し適正な指導監督を行うものとする。

（3）費用・便益分析に関する特別の扱い

運用通知別記7の第4の2の（1）のアのB／Cの欄において「1とみなす」と記載されている対象施設について

は、施設の適切な利用計画の策定を条件として、 $B/C = 1$ とみなすことができる。

また、施設の機能向上を伴わない現状復旧等のために実施する場合は、費用・便益分析の対象外とする。

(4) 融資

ア 事業実施に必要な資金については、株式会社日本政策金融公庫の国内金融業務方法書の定めるところにより株式会社日本政策金融公庫の融通を、漁業近代化資金融通法の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。ただし、沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫の業務方法書の定めるところにより沖縄振興開発金融公庫資金の融通を、漁業近代化資金融通法の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。

イ 都道府県知事等は、必要があると認められる場合には、事業計画の概要及び資金の所要額について取りまとめの上、関係金融機関に通知する。

ウ 都道府県知事等は、アに基づく融資を受けるにあたり、当該交付対象物件を担保に供する場合には、交付等要綱別紙様式第1号第5に規定する内訳書を事業計画に添付し、水産庁長官に提出するものとする。

(5) 助成

ア 国は、毎年度、予算の範囲内において、次に掲げる経費について、その2分の1以内に相当する金額を交付する。

(ア) 事業計画の策定及び事業実施の指導監督に要する都道府県の経費とし、その算定は、事業費の1.0%を上限とする。

(イ) 事業実施の指導監督に要する市町村の経費とし、その算定は、事業費の0.4%を上限とする。

イ 事業実施主体が都道府県以外である場合の事業費の国庫交付金残部分については当該事業が円滑に実施できるよう、都道府県又は市町村において所要の助成措置につき配慮する。

(6) その他

ア 本対策においては、災害発生日以降に着手した(1)に掲げる事業を対象とすることができる。この場合にあっては、交付等要綱別記様式第5号別表のメニューの内容欄に着手日を記入するものとする。また、事業実施主体は交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。

イ (2)のウなお書きにより附帯施設の再整備を行った場合、当該附帯施設は本体施設と区分して施設管理を行うものとする。

第4 漁港機能高度化目標

1 メニューの構成

本目標に係る施設のメニューは、次に掲げるものとし、浜の活力再生プランの地域において支援を行う。

(1) 機能向上対策

ア 漁港漁場の高度利用のための整備

漁港漁場の機能の向上及び利用の円滑化を目指し、水産業に係る要請の多様化等に対応しつつ、漁港の効率的な利用に資する施設、漁業活動の軽労化を図る施設、安全で快適な漁港環境形成に資する施設、漁港漁場の機能改善を図る施設等の整備を行うものとする。

(ア) 利用向上施設

漁港の効率的な高度利用を図るため、漁港の静穏水域や漁港施設用地等を活用し、当該漁港の区域内又は周辺水域等に係留されている放置艇の適切な収容及び離島航路や定期船など漁船以外の船舶の離発着に必要な2に掲げる施設を整備する事業とする。

(イ) 環境改善施設

漁港等の安全性の向上と就労環境の改善を図り、美しく快適な漁港環境の形成を図るために必要な2に掲げる

施設を整備する事業とする。

(ウ) 機能改善施設

小規模な改良等により当該漁港の機能や当該漁場の増産効果の向上を図るために必要な 2 に掲げる施設を整備する事業とする。

イ 付加価値創造型漁業地域づくりのための整備

漁村特有の地域資源を活用した深層水等利活用施設の整備を行うものとする。

ウ 漁村環境水質保全整備

特定既存単独処理浄化槽を撤去し、漁業集落排水施設に接続するために必要な整備を行うものとする。

(2) 防災対策

漁港や漁村における、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止及び被災時の応急対策に資する各種取組を支援することにより、災害に強い漁業地域づくりの実現を図るため、3 に掲げる施設を整備する事業とする。

(3) 活性化対策

漁港・漁村地域における交流を通じた活性化のため、4 に掲げる施設を整備する事業とする。

2 機能向上対策関係

(1) 機能向上対策における対象施設、実施要件については運用通知別記 7 の第 5 の 2 の (1) の規定を準用するものとする。ただし、共同利用施設等に被害があった地域において、被災した共同利用施設等の整備又は修繕及び新たな共同利用施設等の整備を行う場合に限る。

(2) 交付率

本メニューにおける交付率は、次に定める場合を除き、定額(1/2 以内)とする。

沖縄にあっては、定額(2/3 以内)とする。

(3) 事業費に関する取扱い

下限事業費は、都道府県が事業実施主体の場合は 1,500 万円以上、市町村等が事業実施主体の場合は 500 万円以上とする。ただし、既存施設の改良及び再生については、事業実施主体にかかわらず 500 万円以上とする。

(4) 実施基準

ア 一般的基準

(ア) 事業実施主体、受益対象者、受益戸数及び事業実施地域

本メニューの事業実施主体、受益対象者、受益戸数及び事業実施地域は、運用通知別記 7 の第 5 の 2 の (6) のアの (ア)、(イ) 及び (ウ) 並びに (エ) の規定を準用するものとする。

(イ) 資源管理の取組

事業を実施する地域においては、水産資源の管理の取組に努めるものとする。

なお、資源管理の取組が行われていない地域にあっては、交付の対象としない。

(ウ) 積算基準

当該事業費は、原則として当該都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した現地実行価格により算出するものとする。

(エ) 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間が 5 年以上のものとする。

(オ) 交付の対象とならない施設

個人施設、目的外使用のおそれがあるもの又は事業効果の少ないものは、交付の対象としないものとする。また、消耗的な資材費、用地買収費及び借地料は、交付の対象としない。

(カ) 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体による事業については、交付の対象としない。

(キ) 木材利用の促進

施設等の整備に当たっては、地域の実情や施設の構造等を勘案しつつ、間伐材を含む木材の利用促進に配慮するものとする。

(ク) 中古品・古材の利用

所要の耐用年数、性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

(ケ) 施設撤去費及び整地費

a 撤去費及び整地費の基本的な考え方

当該施設の整備に伴い直接発生する、既存施設の全部又は一部の解体・撤去・廃棄、整地（地割れ・地盤沈下等整地費用に限る。）に係る費用に限り、施設撤去費を交付の対象とできるものとする。ただし、この場合、解体等については、当該施設の整備に直接必要となる費用のみを交付の対象とする。

b 既存施設に係る財産処分

撤去を行おうとする既存施設が、過去に農林水産省の補助等を受け整備した施設であり、適正化法施行令第13条に定める財産に該当する施設等であって当該施設等の処分制限期間中にある場合には、あらかじめ承認基準により当該施設に係る財産の処分について事前に所管官庁と協議を行い、農林水産大臣の承認を受けることが担保されているものとする。

(コ) 他の事業等からの切替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を、本目標に係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。ただし、災害発生日以降に自力で着手したものであって、本事業の条件に合致するものであり、かつ、必要最小限の内容で、その効果が十分に発揮されると認められる場合は、この限りではない。

(サ) 事業実施完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本事業目的が十分に達成されるよう事業実施完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

また、本事業により整備又は修繕した施設については、再度、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう損害補償保険等に積極的に加入するものとする。

(シ) 他の事業計画との整合

漁港漁場の高度利用のための整備に当たっては、漁港漁場整備法第6条の3に基づく漁港漁場整備長期計画及び関連する他の計画との整合性を十分に図るものとする。

イ 施設の更新、増設、併設、改修及び修繕の取扱い

既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域の実情に即し必要があると認められる場合であって、次の要件に合致するものについては、施設の更新、増設、併設、改修及び修繕に係る事業を交付の対象とすることができるものとする。

(ア) 更新、増設、及び併設及び改修については、運用通知別記7の第5の2の(6)のイの規定を準用するものとする。

(イ) 修繕については、以下のa及びbの要件を満たすものであること。

a 被災により機能の全部又は一部が損なわれた施設のうち、修繕により機能の回復が図られるもの。

b 当該施設の利用状況が適切であること。

（ウ）修繕の対象となる施設は、以下のいずれかに該当するものに限る。

 a 法定耐用年数の残存期間が5年以上であるもの。

 b 法定耐用年数の残存期間が5年未満の場合にあつては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条に準じて算定した年数が5年以上であること。

（エ）（ウ）のbにより修繕を行った施設の処分制限期間は、事業終了後当該算定年数経過までの期間とする。

ウ 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。

なお、本対策においては、附帯施設のみが被災し、再整備又は修繕を行う場合も支援の対象とする。

（5）費用・便益分析に関する特別の扱い

施設の機能向上を伴わない現状復旧等のために実施する場合は、交付等要綱別表1の規定によらず費用・便益分析の対象外とする。

（6）附帯事務費

当該事業の指導監督に必要な都道府県の附帯事務費及び市町村の附帯事務費に係る事務の取扱いは、次のとおりとする。

ア 附帯事務の内容

（ア）交付金等交付申請に関する事務

（イ）当該事業実施に関する事務

 a 事業の実施設計

 b 工事等の契約等

 c 工事の施工管理

 d 事業計画の変更等

（ウ）当該事業の完了に関する事務

（エ）当該事業の繰越に関する事務

（オ）その他当該事業の実施に必要な事務

イ 附帯事務費の内容等

（ア）経費の内容は間接事業の実施に対する指導又は監督に必要な経費とする。

（イ）都道府県附帯事務費の算定は、附帯事業費を除く事業費の1.0%を上限として算定する。

（ウ）市町村附帯事務費の算定は、附帯事業費を除く事業費の0.4%を上限として算定する。

（7）その他

ア 本対策においては、災害発生日以降に着手した（1）に掲げる事業を対象とすることができる。この場合にあつては、交付等要綱別記様式第5号別表のメニューの内容欄に着手日を記入するものとする。また、事業実施主体は交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。

イ （4）のウなお書きにより附帯施設の再整備を行った場合、当該附帯施設は本体施設と区分して施設管理を行うものとする。

3 防災対策関係

（1）防災対策における対象施設及び事業内容については、運用通知別記7の第5の3の（1）のアの規定を準用するものとする。ただし、共同利用施設等に被害のあった地域において、被災した共同利用施設等の整備又は修繕及び新たな共同利用施設等の整備を行う場合に限る。

(2) 交付率

本メニューにおける交付率は、以下のアからエまでに定める場合を除き、定額(1/2以内)とする。

ア 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条に定める津波避難対策緊急事業計画に基づき実施する事業により整備される施設については定額(2/3以内)とする。

イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条に定める津波避難対策緊急事業計画に基づき実施する事業により整備される施設については定額(2/3以内)とする。

ウ ア及びイに該当しない場合で、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの地域(以下3において「離島」という。)にあつては、定額(5.5/10)とする。

(ア) 離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

(イ) 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島

(ウ) 小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島

エ ア及びイに該当しない場合で、かつ沖縄にあつては、定額(2/3以内)とする。

(3) 実施基準

ア 一般的基準

(ア) 事業実施主体、受益対象者及び事業実施地域

本メニューの事業実施主体、受益対象者及び事業実施地域は、運用通知別記7の第5の3の(4)のアの(ア)、(イ)及び(ウ)の規定を準用するものとする。

(イ) 資源管理の取組

事業を実施する地域においては、水産資源の管理の取組に努めるものとする。

なお、資源管理の取組が行われていない地域にあつては、交付の対象としない。

(ウ) 施設の規模等

(ア)に掲げる受益対象者の数、事業実施地区の面積、関係自治体の定める災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく地域防災計画等を勘案した上で計画するものとする。

(エ) 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間が5年以上のものとする。

(オ) 中古品・古材の利用

所要の耐用年数、性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

(カ) 交付の対象とならない施設

個人施設又は目的外使用のおそれがある施設の整備、消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費等の経費は、交付の対象としない。

(キ) 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体による事業については、交付の対象としない。

(ク) 施設撤去費及び整地費

a 撤去費及び整地費の基本的な考え方

当該施設の整備に伴い直接発生する、既存施設の全部又は一部の解体・撤去・廃棄、整地(地割れ・地盤沈下等整地費用に限る。)に係る費用に限り、施設撤去費及び整地費を交付の対象とすることができるものとする。ただし、この場合、解体等については、当該施設の整備に直接必要となる費用のみを交付の対象とする。

ｂ 既存施設に係る財産の処分

撤去を行おうとする既存施設が、過去に農林水産省の補助等を受け整備した施設であり、適正化法施行令第13条に定める財産に該当する施設等であって当該施設等の処分制限期間中にある場合には、あらかじめ承認基準により当該施設に係る財産の処分について事前に所管官庁と協議を行い、農林水産大臣の承認を受けることが担保されているものとする。

(ケ) 他の事業等からの切替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を、本目標に係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。ただし、災害発生日以降に自力で着手したものであって、本事業の条件に合致するものであり、かつ、必要最小限の内容で、その効果が十分に発揮される認められる場合は、この限りではない。

(コ) 事業実施完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本事業目的が十分に達成されるよう事業実施完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

また、本事業により整備又は修繕した施設については、再度、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう損害補償保険等に積極的に加入するものとする。

イ 施設の増設、併設、合体、改築、改修及び修繕の取扱い

(ア) 増設、併設、合体、改築及び改修については、運用通知別記7の第5の3の(4)のイの規定を準用するものとする。

(イ) 修繕については、以下のa及びbの要件を満たすものであること。

a 被災により機能の全部又は一部が損なわれた施設のうち、修繕により機能の回復が図られるもの。

b 当該施設の利用状況が適切であること。

(ウ) 修繕の対象となる施設は、以下のいずれかに該当するものに限る。

a 法定耐用年数の残存期間が5年以上であるもの。

b 法定耐用年数の残存期間が5年未満の場合にあつては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条に準じて算定した年数が5年以上であること。

(エ) (ウ)のbにより修繕を行った施設の処分制限期間は、事業終了後、当該算定年数経過までの期間とする。

ウ 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。

なお、本対策においては、附帯施設のみが被災し、再整備又は修繕を行う場合も支援の対象とする。

エ 事業の実施及び指導監督

事業の実施に当たり、補助金の交付を受けた都道府県又は市町村は、事業実施主体に対し適正な指導監督を行うものとする。

オ 事業費に関する取扱い

事業計画ごとの総事業費が500万円を超える場合に限り交付の対象とし、1施設当たり原則的に国庫交付金額3億円を上限とする。

(4) 費用・便益分析に関する扱い

本事業における対象施設については、 $B/C = 1$ とみなすことができる。ただし、施設整備により災害時の安全を確保することを想定する受益の対象者数や範囲等について明らかにすること。

また、施設の機能向上を伴わない現状復旧等のために実施する場合は、費用・便益分析の対象外とする。

(5) 附帯事務費

本メニューの指導監督に必要な都道府県及び市町村の附帯事務費の取扱いは次のとおりとする。

ア 附帯事務の内容

(ア) 交付申請等交付金に関する事務

(イ) 事業の実施設計等事業実施に関する事務

イ 附帯事務費の内容等

(ア) 経費の内容は、間接事業の実施に対する指導又は監督に必要な経費とする。

(イ) 都道府県附帯事務費は、事業費の1.7%を上限として算定する。

(ウ) 市町村附帯事務費は、事業費の0.4%を上限として算定する。

(6) その他

ア 本対策においては、災害発生日以降に着手した(1)に掲げる事業を対象とすることができる。この場合にあっては、交付等要綱別記様式第5号別表のメニューの内容欄に着手日を記入するものとする。また、事業実施主体は交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。

イ (3)のウなお書きにより附帯施設の再整備を行った場合、当該附帯施設は本体施設と区分して施設管理を行うものとする。

4 活性化対策関係

(1) 活性化対策における対象施設、実施要件については運用通知別記7の第5の4の(1)のアの規定を準用するものとする。ただし、共同利用施設等に被害があった地域において、被災した共同利用施設等の整備又は修繕及び新たな共同利用施設等の整備を行う場合に限る。

(2) 交付率

本メニューにおける交付率は、次に定める場合を除き、定額(1/2以内)とする。

沖縄にあっては、定額(2/3以内)とする。

(3) 事業費に関する取扱い

下限事業費は、都道府県が事業実施主体の場合は1,500万円以上、市町村等が事業実施主体の場合は500万円以上とする。ただし、既存施設の改良及び再生については、事業実施主体にかかわらず500万円以上とする。

(4) 実施基準

ア 一般的基準

(ア) 事業実施主体、受益対象者、受益戸数及び事業実施地域

本メニューの事業実施主体、受益対象者、受益戸数及び事業実施地域は、運用通知別記7の第5の4の(6)のアの(ア)、(イ)及び(ウ)の規定を準用するものとする。

(イ) 資源管理の取組

事業を実施する地域においては、水産資源の管理の取組に努めるものとする。

なお、資源管理の取組が行われていない地域にあっては、交付の対象としない。

(ウ) 積算基準

当該事業費は、原則として当該都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した現地実行価格により算出するものとする。

(エ) 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間が5年以上のものとする。

(オ) 交付の対象とならない施設

個人施設、目的外使用のおそれがあるもの又は事業効果の少ないものは、交付の対象としないものとする。また、消耗的な資材費、用地買収費及び借地料は、交付の対象としない。

(カ) 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体による事業については、交付の対象としない。

(キ) 木材利用の促進

施設等の整備に当たっては、地域の実情や施設の構造等を勘案しつつ、間伐材を含む木材の利用促進に配慮するものとする。

(ク) 中古品・古材の利用

所要の耐用年数、性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

(ケ) 施設撤去費及び整地費

a 撤去費及び整地費の基本的な考え方

当該施設の整備に伴い直接発生する、既存施設の全部又は一部の解体・撤去・廃棄、整地（地割れ・地盤沈下等整地費用に限る。）に係る費用に限り、施設撤去費を交付の対象とできるものとする。ただし、この場合、解体等については、当該施設の整備に直接必要となる費用のみを交付の対象とする。

b 既存施設に係る財産処分

撤去を行おうとする既存施設が、過去に農林水産省の補助等を受け整備した施設であり、適正化法施行令第13条に定める財産に該当する施設等であって当該施設等の処分制限期間中にある場合には、あらかじめ承認基準により当該施設に係る財産の処分について事前に所管官庁と協議を行い、農林水産大臣の承認を受けることが担保されているものとする。

(コ) 他の事業等からの切替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を、本目標に係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。ただし、災害発生日以降に自力で着手したものであって、本事業の条件に合致するものであり、かつ、必要最小限の内容で、その効果が十分に発揮されると認められる場合は、この限りではない。

(サ) 事業実施完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本事業目的が十分に達成されるよう事業実施完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

また、本事業により整備又は修繕した施設については、再度、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう損害補償保険等に積極的に加入するものとする。

(シ) 他の事業計画との整合

漁港漁場の高度利用のための整備に当たっては、漁港漁場整備法第6条の3に基づく漁港漁場整備長期計画及び関連する他の計画との整合性を十分に図るものとする。

イ 施設の更新、増設、併設、改修及び修繕の取扱い

既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域の実情に即し必要があると認められる場合であって、次の要件に合致するものについては、施設の更新、増設、併設、改修及び修繕に係る事業を交付の対象とすることができるものとする。

(ア) 更新、増設、併設及び改修については、運用通知別記7の第5の4の（6）のイの規定を準用するものとする。

(イ) 修繕については、以下のa及びbの要件を満たすものであること。

- a 被災により機能の全部又は一部が損なわれた施設のうち、修繕により機能の回復が図られるものであること。
 - b 当該施設の利用状況が適切であること。
- (ウ) 修繕の対象となる施設は、以下のいずれかに該当するものに限る。
- a 法定耐用年数の残存期間が5年以上であるものであること。
 - b 法定耐用年数の残存期間が5年未満の場合にあつては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条に準じて算定した年数が5年以上であること。
- (エ) (ウ)のbにより修繕を行った施設の処分制限期間は、事業終了後当該算定年数経過までの期間とする。

ウ 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。

なお、本対策においては、附帯施設のみが被災し、再整備又は修繕を行う場合も支援の対象とする。

(5) 費用・便益分析に関する特別の扱い

施設の機能向上を伴わない現状復旧等のために実施する場合は、交付等要綱別表1の規定によらず費用・便益分析の対象外とする。

(6) 附帯事務費

当該事業の指導監督に必要な都道府県の附帯事務費及び市町村の附帯事務費に係る事務の取扱いは、次のとおりとする。

ア 附帯事務の内容

- (ア) 交付金等交付申請に関する事務
- (イ) 当該事業実施に関する事務
 - a 事業の実施設計
 - b 工事等の契約等
 - c 工事の施工管理
 - d 事業計画の変更等
- (ウ) 当該事業の完了に関する事務
- (エ) 当該事業の繰越に関する事務
- (オ) その他当該事業の実施に必要な事務

イ 附帯事務費の内容等

- (ア) 経費の内容は間接事業の実施に対する指導又は監督に必要な経費とする。
- (イ) 都道府県附帯事務費の算定は、附帯事業費を除く事業費の1.0%を上限として算定する。
- (ウ) 市町村附帯事務費の算定は、附帯事業費を除く事業費の0.4%を上限として算定する。

(7) その他

ア 本対策においては、災害発生日以降に着手した(1)に掲げる事業を対象とすることができる。この場合にあっては、交付等要綱別記様式第5号別表のメニューの内容欄に着手日を記入するものとする。また、事業実施主体は交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。

イ (4)のウなお書きにより附帯施設の再整備を行った場合、当該附帯施設は本体施設と区分して施設管理を行うものとする。